

3 加賀市介護給付適正化取組方針

i 要介護認定の適正化

介護保険サービスを利用するためには、要支援者又は要介護者の認定を受けることが必要です。本市は、合議体による介護認定審査会を設置しており、認定調査と主治医意見書を元に介護の必要な程度について審査・判定を行っています。

要介護認定の基準については、公平性と客観性の観点から全国一律の基準が用いられており、どの認定調査員や合議体においても同じ審査判定結果となることが望ましいため、その平準化に向けた取組みを行っています。

実施事業

- 認定調査員、審査会委員への研修
- 認定調査・審査判定基準等の速やかな情報提供
- 認定調査・主治医意見書点検、疑義の確認
- 本市の認定調査員による変更申請及び要支援2の更新申請の認定調査実施
- 認定調査員向けe-ラーニングシステムの利用促進

ii ケアプランの点検

介護サービスを利用するには、介護支援専門員が作成した居宅介護（予防）サービス計画に基づき利用します。その内容について、事業者を確認を求めるなどして、本市が点検及び支援を行うことにより、利用者が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善することを図ります。

実施事業

- 不適正なサービスの利用計画がないかの点検
- 有効期間の半数を超える短期入所サービスの点検

iii 住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査

・住宅改修の点検

住宅改修の工事内容や工事見積書の点検等を行って施行状況を点検することにより、利用者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修の是正を図ります。

・福祉用具購入・貸与調査

福祉用具の必要性や利用状況について点検することにより、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与を是正し、利用者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。

実施事業

- 住宅改修等の点検
- 軽度者福祉用具レンタル例外給付の点検

iv 縦覧点検・医療情報の突合

・縦覧点検

介護サービス利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払い状況（請求明細内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。

・医療情報との突合

医療担当部署とのさらなる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の適正な利用を図ります。

実施事業

- 給付適正化システムの活用
- 給付情報と医療情報との突合

v 介護給付費通知

介護サービス利用者に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果を図ります。

実施事業

- 給付費通知の送付

vi 給付実績の活用

国保連で実施する審査支払の結果から得られる給付実績を活用して、不適切な給付を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図ります。

実施事業

■介護サービス事業所からの不適正な介護給付費の請求の調査

vii 事業者に対する制度内容の周知・助言及び指導・監査等の適切な実施

利用者の権利が保障される環境づくりのため、介護サービス事業者協議会等を通じて制度の周知を図ります。

また、平成30年（2018）4月に居宅介護支援事業者の指定及び指導の権限が県から本市に移譲されました。居宅介護支援事業者についてもこれまで地域密着型サービス事業者に対して行ってきた指導と同様に、集団指導により適正なサービス提供のための情報提供を行うとともに、毎年重点指導事項を定め、事業所の実地においてより良いケアの実現に向けた運営や報酬請求についての指導を行います。

なお、通報や苦情、実地指導、事故報告の確認においては、事業者に必要な確認や助言を行い、サービスの質の向上に努めることは言うまでもありませんが、著しい運営基準違反や不正な報酬請求が確認された場合には、厳正な指導監査、必要な処分を行い、利用者保護を図ります。

実施事業

■運営事業者に対する報酬基準等の周知、情報提供
 ■地域密着型サービス事業者に対する集団指導、実地指導の実施
 ■居宅介護支援事業者に対する集団指導、実地指導の実施

viii 運営推進会議への参加

介護保険法により開催が義務づけられた地域密着型サービス事業所の運営推進会議は、地域、行政、事業所が一堂に会する場でもあり、事業所の運営だけではなく地域の事を考える場ととらえ、今後も加賀市職員が参加し、地域課題についても共に検討していきます。